

延長保育料の減額免除

★下表のいずれかに該当し、経済的に延長保育料の支払いが困難な場合は、年度内 1 件の事由のみ、申請に基づき延長保育料が減額または免除になることがあります。

★延長保育料の減額と免除については、個別のご案内をしております。ご自身でご確認のうえ申請してください。

★事由に該当する場合でも、計算の結果、減額とならない場合があります。

【注意事項】

- ・申請があった月の翌月(月の第一開庁日に申請された場合のみ申請月)から対象となりますので、下記の事由が発生した場合は、お早めにお手続きください。
- ・減額または免除の申請には、延長保育料減額免除申請書＋下表に定める書類が必要となります。
- ・年度が切り替わるごとに同事由が継続している場合は、再度減額の手続きが必要になります。

＜減額の事由＞ ＊年度内 1 件の適用		＜延長保育料減額免除申請書以外の 必要書類＞	＜減額期間＞
①	生活保護法による保護を受けたとき（該当月は免除、翌月から階層変更により、A階層となります。）	延長保育料減額免除申請書のみ ※保護受給中の方はマイナンバーを利用した情報連携により受給情報の確認を行います	申請当月（受給開始月）のみ
②	災害などで多額の損害を受けたとき	・罹災証明書や保険金の支払い通知書等、被害額の分かるもの	申請月の翌月から8月末まで
③	家族の病気やけがで多額の医療費を支払ったとき	・医療費の領収書や保険金の支払い通知等	申請月の翌月から8月末まで
④	こどもが生まれたとき（出産のみ対象）（備考2）	延長保育料減額免除申請書のみ	申請月の翌月から年度末まで
⑤	生計の中心者が失業（自己都合の場合を除く）したとき	・離職証明書等、失業したことが分かるもの ・退職金支給通知書等、退職所得の分かるもの	申請月の翌月から3か月間
⑥	世帯の収入が生活保護法による基準に満たないとき	・世帯の収入が分かるもの	申請月の翌月から8月末まで
⑦	令和6年度または令和7年度分の市区町村民税が非課税であるとき、または免除されたとき（地方税法第295条・第323条）（備考3）	・住民税非課税証明書	申請月の翌月から8月末まで
⑧	令和6年度または令和7年度分の市区町村民税の徴収を猶予されたときまたは延期されたとき（地方税法第15条等）	・市区町村民税が徴収猶予されたことが分かるもの	申請月の翌月から事由がなくなるまで
⑨	令和6年度または令和7年度分の市区町村民税が均等割以下に減額されたとき	・市区町村民税が減額されたことが分かるもの	申請月の翌月から8月末まで

⑩	世帯の合計収入が前年よりも極端に減ったとき（転職・退職・産休育休の減収は除く。）	・申請前の 3 か月の給与明細書と前年同時期の 3 か月の給与明細書（父母ともに必要です）	申請月の翌月から 3 か月間
⑪	同一世帯内に、身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1～3 度、精神障害者保健福祉手帳 1～3 級を所持する者がいるとき	・身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し ※江東区民で身体障害者手帳をお持ちの方はマイナンバーを利用した情報連携により受給情報の確認を行いますので、提出は不要です。	申請月の翌月から理由がなくなるまで
⑫	兄弟姉妹を幼稚園、認可外保育施設等に有料（月極め）で預けているとき	・「受託証明書」（区様式）または在園証明書	申請月の翌月から理由がなくなるまで
＜免除の事由＞		＜減額免除申請書以外の必要書類＞	＜免除期間＞
⑬	同一世帯に小学校就学前の児童が 3 人以上いる世帯で、認可保育園等を利用する児童が 1 人以上で、それ以外の 2 人以上の児童が幼稚園、認証保育所等に入園しているとき（ただし、納期限を越えて 3 か月以上保育料等を滞納している場合は、対象になりません。）	・「受託証明書」（区様式）または在園証明書	申請月の翌月から理由がなくなるまで
⑭	認可保育園に入園している児童が、病気やけがで月の初日から 1 か月以上通園できないとき（年度内 1 回のみ適用）（備考 4）	・「保育利用停止（停止解除）申請書」（区様式） ・登園できないことが確認できる医師の診断書	申請月の翌月から 2 か月を限度

備考 1 減額事由②③⑥⑦⑨については、9月以降減額の適用となる場合の減額期間は年度末までとなります。

備考 2 ④の減額事由は、1～3月に上記の事由が発生した場合、翌年度も減額に該当する場合があります。

備考 3 ⑦の減額事由は、育休や離職、就学等の理由により市区町村民税が非課税または免除となった場合は該当しません。

備考 4 ⑭の免除事由については、減額免除申請書の提出は必要ありません。